

番 号	陳 情 第 4 号	受理年月日	令 2 . 11 . 25
件 名	「地域自治」の充実について		
結 果	令和 3 . 9 . 27 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝「鹿児島市自治基本条例」を早急に制定すること。2 項＝地域コミュニティ協議会の活動拠点の整備計画を策定すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝自治基本条例については、(一財) 地方自治研究機構によると「自治体の自治(まちづくり)の方針と基本的なルールを定める条例」とされており、その内容は個々の条例によって異なるものの、基本理念、市民等の権利・責務、自治体運営の原則及び住民自治の仕組み等について規定されることが多く、平成 13 年に北海道のニセコ町で施行されて以降、10 年代後半に全国に広がり、令和 2 年 4 月 1 日現在、391 の自治体が制定している。</p> <p>一方、本市においては、平成 23 年 3 月に策定した鹿児島市コミュニティビジョンにおける「地域コミュニティ連携組織」(既存の町内会や校区公民館運営審議会など幅広い地域コミュニティ組織が、本来の役割と機能を生かしながら連携する組織)を具現化した地域自治組織である地域コミュニティ協議会の設立が、全市域で完了している。なお、組織の検討を進める中で、構成団体や役割が既存の校区公民館運営審議会と重複するとの指摘を踏まえ、同審議会のほか N P O や企業などを加えた上で協議会へ移行しており、設立に当たっては「鹿児島市地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱」に基づき、市長への設立届を受けて協議会へ登録通知書を交付している。</p> <p>条例制定に関する本市の考え方は、過去の本会議において企画財政局長が「他都市の自治基本条例に盛り込まれている市民参画、情報公開、行政評価などについては、既にそれぞれ個別の条例等を定めて取り組んできている」旨の答弁をしている。また、協議会の位置づけや役割等を規定した個別の条例制定に関しては、協議会は地域主体のまちづくりを進めるための住民自治組織であり、鹿児島市コミュニティビジョンにおいて地域コミュニティ連携組織を明確に位置づけ、要綱に基づき協議会の登録や補助金の交付、地域連携コーディネーターによる活動支援等を行うことで、協議会の存在や役割が認知されてきていること、他都市の多くも条例ではなく要綱等に基づき運用していることなどから、条例で規定しなければならないものではないと考えている。</p> <p>2 項＝協議会の活動拠点については、ほとんどの協議会(79 協議会中、74 協議会)が事務局を校区公民館に置き、活動内容によって近隣の体育館や地域福祉館等を利用しており、事務局の多くは週に 3 日から 4 日開設され、その開設時間は 9 時から 12 時などとなってい</p>			

る。活動拠点整備に関する本市の考え方は、協議会が活動拠点として利用している校区公民館の多くは、ホールが2階にあるなど、利用者に不便な点はあるものの、活動内容によって近隣の体育館や地域福祉館などを利用しており、利用頻度を踏まえた必要性や財政的な課題などから、引き続き、既存施設の有効利用による対応を考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に添いえないものとして不採択とすべきものと決定。